型波法施行令の一部を改正する政令案参照条文

 \bigcirc 電 波 法 韶 和二十五 年法律第百三十 号) 抄) ※放送法等の 部を改正する法律第三条による改正後 0 ŧ 0

第四章 無線従事者

(無線設備の操作)

航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。 て同じ。 一十九条 れば、 1令で定めるものの操作については、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明を受けている無線 1、無線局の無線設備の操作(簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。)を行つてはならない。ただし、船舶又は1無線従事者」という。)として選任された者であつて第四項の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けな 第四十条の定めるところにより無線 設備 の操作を行うことができる無線従 事者 舶局等の無線設備 であ

- 2 四十条の定めるところにより、無線従事者でなければ行つてはならない。 モールス符号を送り、 又は受ける無線電信の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、 前項本文の規定にかかわらず、 第
- 3 定める事由に該当しないものでなければならない。 任無線従事者は、第四十条の定めるところにより無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であつて、 総務省令で
- 4 たときも、 無線局の免許人等は、主任無線従事者を選任したときは、 同様とする。 遅滞 なく、 その旨を総務大臣に届 け 出なけ れ ばならな これ を 解 任
- 5 なければならない。 前 項の規定によりその選任 の届出がされ た主任無線従 以事者は、 無線 設 備 の操 作 の監督に関 総務省令で定める 職 務 を誠 実に 行 わ
- 6 前 項の 項の規定によりそ 職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならな \mathcal{O} 選任 の届出がされた主任 無線従事者の監督 \mathcal{O} 下に 無線 設 備 \mathcal{O} 操作に従事する者は、 当 該主 任 従 者
- 7 無線局 で定める期間ごとに、 (総務省令で定めるものを除く。) の免許 無線設備の操作の監督に関 一人等は、 L 総務大臣の行う講習を受けさせなけ 第四項の規定によりその 選任 ればならない。「の届出をした主任無線従事者に、 務

(選解任届)

第五十一 第三十九条第四項の規定は、 主任無線従事者以外の無線従事者の選任又は解任に準用する。

第 五. 運 用

無 局 \mathcal{O} 運 用 \mathcal{O} 例

用

ょ る無

局

 \mathcal{O}

運 用

きは、 又は .作」という。) によるものに限る。) の免許人等は、 条の七 発生するおそれ 当該無線局の免許等が効力を有する間、 無線局 がある場合において、 (その 運 用が、専ら第三十九条第 人命の救助、 当該無線局を自己以外の者に運用させることができる。 地震、台風、洪水、津波、 項本文の総務 災害の救援、 交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うと 省令で定める簡易な操作(次条第 雪害、火災、 暴動その 他非常の 項に お 事 て単に 態が 発生し、 一簡易な

お前 い項の 、「非常時運用人」という。)の氏名又は名称、非常時運用人による運用の期間その他の総務省令で定める事項を総務大臣、規定により無線局を自己以外の者に運用させた免許人等は、遅滞なく、当該無線局を運用する自己以外の者(以下この条 「非常時運用人」という。

3 必要かつ適切な監督を行わなければならない。 前 項に規定する免許人等は、 ればならな 当該無線 局 \mathcal{O} 運 用 が 適正に行わ れるよう、 総務省令で定めるところによ り、 非 常 時 運 用人に 対

に届

出なけ

甪 第七 する。 ^る。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 -十四条の二第二項、第七十六条第一項及び第三項、第七十六条の二の二並びに! 第八十一 条の 規 定 は、 非 常 時 運 用 人に 0 7

外の 者による特定の 無線局 \mathcal{O} 簡易な操作による運用

務省令で定めるものに限る。)の免許 1十条の八(免許人以記 お 運 局 用することにより他 て同じ。 運用を行わせることができる。 っちらのこ限る。)の免許人は、当該無線局の免許人以外の者による運用(簡易な操作によるものに限る。以下この条ことにより他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものとして総電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局(無線設備の設置場所 空中総電ブ舎で書かり ただし、免許人以外の者が第五条第三項各号のいずれかに該当するときは、この限 りでな

- 項及び第三項の規定は、 前 第一項及び第八十一条の規定は、第一項の規定により無線局の運用を項の規定により自己以外の者に無線局の運用を行わせた免許人につい て準用する。
- 3 七十四条の二第二項、 者について準用する。 第七十六条第 を行う当該無線 局 0

4 前二項の場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録人以外の者による登録局の運用)

該当するときは、 己以外の者に運用させることができる。 線局 条の の運用に混信その他の妨害を与えるおそれがないと認める場合には、当該登録局の登録が効力を有する間、 九 登録局 この限りでない。 0 登 録 入は、 当該登録 ただし、登録人以外の者が第二十七条の二十第二項各号(第二号を除く。)の 局の 登録 人以外の者による運用が電波の能 率的 な利 用 に資するもので あり、 当該 いずれかに 登録局を自

2第七十条の七第二項及び第三項の規定は、 前項の規定により自己以外の者に登録局を運用 させた登録人につい 準用 する

3 第八十一条の規定は、 第三十九条第四項及び第七項、 第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者について準用する。 第五十一条、 第七十四条の二第二項、 第七十六条第一項及び第三項、第七十 六条の二の二 一並びに

4 前二項の場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六章 監督

(非常の場合の通信体制の整備)

第七十四条の二 ける通 信計画の作成、 総務大臣は、 通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならない。 前条第一項に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体 制 を整備 するため、 常 の場 お

総務大臣は、 前項に規定する措置を講じようとするときは、 免許人等の協力を求めることができる。

は、 ることができる。 三箇月以 総務大臣 の別間を定めて無線局の は、 免許人等がこの法律、 運用の停止を命じ、 停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限す放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき

2 したときは、三月以内の期間を定めて、 一することができる。 総務大臣は、 包括免許 人又は包括登録人がこの法律、 包括免許又は第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局の新たな開 放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違 設を禁

3 ときは 運用に悪影響を及ぼすおそれがあるときその他登録局の運用が適正を欠くため電波の能率的な利用を阻害するおそれが著し一務大臣は、前二項の規定によるほか、登録人が第三章に定める技術基準に適合しない無線設備を使用することにより他の登 一箇月以内の期間を定めて、 その登録に係る無線局 の運用の停止を命じ 運用許 :容時間、 周波数若しくは空中線 電力を制 い録

Ļ 又は 設を禁止 することが

- 総務大臣 不正な手段により無線局の免許若しくは第十七条の許可を受け、又は第十九条の規定正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。一一一次大臣は、免許人(包括免許人を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、 その 免許 ; を 取 り消すことができる。
- 又は第十九条の規定による指定の変更を行わせたとき。
- 第一項の規定による命令又は制限に従わないとき。
- 免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。
- 総務大臣は、 第二十七条の五第一項第四号の期限(第二十七条の六第一項の規定による期限の延長があつたときは、その期限)総務大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その包括免許を取り消すことができる。

無線局の運用を全く開始しないとき。

- 三 不正な手段により包括免許若しくは第二十七条の八の許可を受け、又は第二十七条の九の規定による指定の変更を行. 正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。 わせたと
- 几 第一項の規定による命令若しくは制限又は第二項の規定による禁止に従わないとき。
- 五. 包括免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。
- 6
- 不正な手段により第二十七条の十八第一項の登録又は第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の三十第総務大臣は、登録人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。 を受けたとき。 項 の変更 登
- 二 第一項の規定による命令若しくは制限、 とき。 第二項の規定による禁止又は第三項の規定による命令、 制限若しくは禁止 一に従 わ
- 十三第一項の 総務大臣は、 5除く。)の規定により登録の取消しをしたときは、当該免許人等であつた者が受けている他の無線局の免許等又は第二十七条総務大臣は、第四項(第四号を除く。)及び第五項(第五号を除く。)の規定により免許の取消しをしたとき並びに前項(第三登録人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。 開設計画の認定を取り消すことができる。
- 第七十六条の二の二 る場合において必要があると認めるときは、当該特定の周波数の電波を使用している登録局の登録人に対し、その影響を防止す電波を使用する登録局が更に増加することにより他の無線局の運用に重大な影響を与えるおそれがある場合として総務省令で定 必要な限度において、 総務大臣は、登録局のうち特定の周波数の電波を使用するものが著しく多数であり、かつ、 登録に係る無線局を新たに開設することを禁止し、 又は当該登録人が開設している登録 局

対し、無線局に関し報告を求めることができる。第八十一条 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人等に